

住宅の移転に関する承認基準

1 目的

住宅の移転の承認については、「住宅の移転及び入れ替えの承認に関する要綱（以下「要綱」と言う。）に、その取扱いを定めているところであるが、「要綱」第2条に規定する、住宅営繕事務所長が認める場合の取扱いについて、「住宅の移転に関する承認基準」を定める。

2 移転を承認できる事由

次の事由に該当する者とする。ただし、高額所得者を除く者とする。

- (1) 特別仕様住宅（大家族向住宅、高齢者同居世帯向住宅、身体障害者向住宅）の既存入居者で、入居資格要件不備となった者。
- (2) 健常者のうち、病気、事故等により、身体が不自由となり、既存住宅では生活を続けることが困難となった者。

3 移転先住宅

移転先については、要綱第3条で規定する住宅とする。ただし、次の事由に該当する場合は、住宅営繕事務所長が認める住宅とする。

- (1) 団地の建設年次が古く、建設年次が同等の団地が無い場合。
- (2) 転居者が少なく、あき家住宅を確保することが困難な場合。
- (3) 改良住宅の既存入居者で、同住宅又は近隣に改良住宅が無い場合。

4 施行日

この基準は、平成13年4月1日から適用する。

この基準は、平成24年4月1日から適用する。